




管理者	サビ管	書記
		

会議名 コンフォート光ヶ丘 地域連携推進会議

開催予定日：2025年 12月17日(水) 13:00~15:00

<参加者紹介>

地域住民	S様	
地域住民	M様	
福祉と運営に知見	福田の里分場	中谷様
ご利用者	H様	
ご利用者家族	W様	
コンフォート光ヶ丘	管理者	佐藤
コンフォート光ヶ丘	サービス管理者	中山副主任

<会議の目的・役割の確認>

令和4年6月に取りまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」において、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる」との指摘がなされました。

こうした背景を踏まえ、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助(以下「施設等」という。)において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること(それぞれおおむね1年に1回以上)が義務付けられました(令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務)。

施設等は、単に事業者に求められる義務として受け止めるのではなく、利用者がその人らしく安心して暮らすことができるよう、この仕組みをうまく活用しながら、施設等と地域との連携を推進し、事業運営に活かしていくことが重要です。

- ・ホームに入居している利用者さんと地域の関係づくり
- ・地域の皆さまにグループホームの存在を知って頂く
会議を通して、地域の方々にグループホームの存在を知って頂く。
結果として災害時等で助けていただくだけでなく、こちら側で協力できることがあれば貢献していく。
- ・サービスの透明性と質の確保
グループホームは生活の場ということもあり、外部の方の目が入りにくいことが課題の一つ。
会議を通して地域の皆さまにサービス内容や取り組みを知っていただき、透明性の確保を目指していく。また、必要に応じてご助言をいただき、改善に努める。
- ・利用者さんの権利擁護
利用者様が地域の中で希望する生活が送れているかなど、会議を通して皆さまに知って頂く。
また、法人(事業所)の虐待防止や権利擁護への取り組みのご説明を行う。

①グループホーム、事業所の紹介

コンフォート光ヶ丘は平成 25 年 4 月に事業を開始したグループホーム（共同生活援助）です。

1 階男性 6 名、2 階女性 6 名の計 12 名の入居者様が生活されています。

自立支援に重きを置き、個別支援計画書に基づき、ご自身でできることはなるべく行っていただき、苦手なことは世話人、生活支援員である職員が支援します。

週末はご自宅に帰宅される方や、単身あるいはご家族の高齢化等によりホームで過ごす方がいます。ホームで過ごす場合、ゆっくりする方もいれば単独で外出したりガイドヘルパーを利用して外出されるなどして過ごされています。

入居者の誕生日には誕生会を開催したり、季節等に見合った行事や外出イベントを実施しています。

お食事は法人内外の配食サービスを利用して食事提供を行っています。

日中は通所施設等に通り、軽作業や活動をして過ごされています。

②経営状況（10 月までの実績）

項 目	月 次	累 計
	金 額	金 額
事業活動収入計(A)	4,988,994円	33,405,960円
事業活動支出計	3,960,336円	32,465,100円
人件費(B)	2,624,382円	21,651,199円
人件費率(B÷A)	52.6%	64.8%
事業活動資金収支差額	1,028,658円	940,860円
当期資金収支差額	1,351,325円	3,202,529円

③近隣からの苦情等について

- ・コンフォート光ヶ丘では苦情は年間を通して苦情はいただいておりません。
- ・平成 25 年、以前入居していた利用者様が朝ホームを抜け出してお向かいのお宅に侵入してしまうことがあり、住人の方から苦情をいただいたと共にご迷惑をおかけしてしまうことがありました。その後建物周辺に柵を設置しています。その後も同じ利用者様が他のアパート等の玄関のドアノブを開けようとするということがあり謝罪をすることがありました。現在対象の利用者様は退去されています。
- ・送迎車による車両の出入りが朝夕にあることや、車両が道路にはみ出していることから通行の妨げになるという苦情・ご意見をいただくことが過去にありました。

④利用者の権利擁護、虐待防止の取り組みについて

- ・セルフチェックの実施
コメントの振り返りと共有
- ・虐待防止委員会の実施
3 ヶ月に一度虐待防止委員会を実施して虐待や権利侵害が起きていないか確認を行っています。また、毎月の事業所会議にて上記のセルフチェックの振り返りを行い、虐待防止に関する意識の向上に努めています。
その他身体拘束適正化委員会、感染症対策委員会の実施。

・虐待通報、虐待認定について

今年9月に入居者様が興奮、パニックを起こし、職員に対して「殺す。辞めろ、帰れ」等と暴言を吐き、蹴ることがあり、職員もこれに対して暴言を吐き返し、蹴り返そうとすることがありました。利用者様には当たることはありませんでしたが、職員の言動が虐待にあたる可能性があったことから管理者の佐藤から横浜市と大和市に虐待通報を行いました。その後当該非常勤職員は退職しています。

これに伴う虐待認定は今現在受けていません。

・事故について

上記の虐待通報に関する事故が1件。

その他自閉症の利用者様が短時間で水分を100近く飲んでしまうことがあり、多飲水による水中毒（低ナトリウム血症や痙攣）あり、多飲水による水中毒（低ナトリウム血症や痙攣）の恐れがあったという事故が1件の計2件が今年度で起きています。

・ヒヤリハットについて

今年度（4月1日）から12/4現在で53件。月平均6.6件のペース。

事故を防ぐため、積極的にヒヤリハットを出すよう取り組んでいます。

⑤利用者さんの様子

・平均年齢は50.4歳 平均区分は5.2で主に知的障害をお持ちの方々が利用の対象となっています。

・入居者の平均年齢が上がってきており、高齢化や機能面の低下が課題になっています。今後は介護保険サービスとの併用や、サービスの移行や切り替えが必要になる方が増えると思われます。

⑥関係機関との連携

訪問リハビリや訪問診療、訪問歯科、訪問看護など、障がい福祉サービス以外のサービスを利用して利用者様の健康や緊急時の備えをして安心、安全に生活が送れるよう努めています。

⑦防災対策・BCP（業務継続計画）について

・年に4回の避難訓練等行う他、法人合同防災訓練を年2回実施しています。

今年度は職員向けに普通救命講習を実施してAEDや救命の知識を深めています。

・AEDを設置、大和市消防へ申請を行っており、地域の方が緊急で使用する場合にお貸しできるようにしています。

・BCP（業務継続計画）として災害時用と感染症に関する内容を明記したものを作成、共有しています。別紙回覧用 参照

⑧質疑応答

ご利用者家族より

Q：虐待通報とはどこにするのですか？警察ではないのですか？

A：市の障害福祉課です。どこの市にも虐待防止センターがあり、そこに通報することになります。
暴力行為などがあった場合には、警察に通報したことも過去に別の施設でありました。

地域住民より

Q：災害時に施設間での連絡はどのようにしているのですか？携帯電話は使えない可能性があります。

A：NTTと契約し、安否確認システムを利用しています。全職員に安否確認メールが届き、被害状況や出勤可能か否かの確認ができます。

⑨施設内の見学

見学の再訪は忙しさや距離などから時間を確保するのは難しいとのこと。当日の見学を皆様ご希望されたため当日に見学を行った。

⑩ご意見

地域住民より

- ・ごみの分別に注意してください。
- ・班内の詳しいことは班長さんに聞いてください（現在は石材店の浅見さん）。
- ・来年か来年度に区割りの地図が配布される予定があります。
- ・年に1～2回ゴミ捨て場の見回りへの参加をご検討ください。
- ・地域では災害時に無線機で連絡を取り、安否確認をするシステムがあります。

以上